

処 分 書

事務所住所：函館市谷地頭町 7 番 1 1 号

登録番号：第 09010772 号

会員番号：4948

行政書士

山本 直人 様

I 処分内容

廃業の勧告（会員の権利の停止を含む。）

II 処分理由

被処分者が締結した「任意代理（財産管理等委任）及び死後事務委任契約」に関して、契約の相手方との契約締結に至る手続きに不適切さが認められることや契約に基づく受任事務に履行懈怠が認められること、さらには相手方の預金から多額の金銭を着服して生活費や事務職員の給与に充てるなど業務上横領の容疑で逮捕されたことに加え、登録名簿上の行政書士事務所と異なる所在地にて、変更登録の手続きを行うことなく、相当期間にわたって事実上の行政書士事務所を開設して業務活動を行っていたことは、行政書士法第 6 条の 4 及び同法第 10 条違反、また、北海道行政書士会会則第 14 条違反にあたるため。

令和 2 年 1 1 月 1 9 日

北海道行政書士会

会長 宮 元

仁

